

亀山市告示第200号

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年9月5日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。
第4条各号を次のように改める。

（1）放課後児童の数が10人以上であること。ただし、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに定める人数以上であること。

ア 平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年府子本第474号）第3条第5号に規定する事業に係る交付金の対象となる場合 1人

イ 三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要領（平成9年6月4日施行）第3条第1号及び第3号に規定する事業に係る補助金の対象となる場合 5人

ウ 市長が必要と認める場合（ア及びイに該当する場合を除く。） 5人

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定による届出を市長に行っていること。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年度分の補助金の交付から適用する。